

告示

長野県告示第302号

農畜産業振興事業補助金交付要綱を次のように定めます。

平成20年3月31日

長野県知事 村井仁

農畜産業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、園芸作物、畜産業及び水産業の振興並びに農業・農村資源を活用した農業ビジネスの推進を図るため、市町村、農業協同組合等が行う農畜産業振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類及び経費並びにこれに対する補助率は、別表第1及び第2のとおりとする。

(交付の条件等)

第3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 別表第1に掲げる補助事業の内容のうち、次の事項を行おうとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業の新設又は廃止

ウ 施設の設置場所の変更

エ 事業ごとの事業量又は事業費の20パーセントを超える変更

オ 施設等の構造、能力等の変更

(2) 別表第2に掲げる重要な変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た額を県に納付せることがあること。

(6) この事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(7) 市町村が間接補助事業者に補助金の交付の決定をする場合にあっては、前各号に掲げる条件を付すること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助金交付申請書)

第4 規則第3条に規定する申請書は、農畜産業振興事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、収支予算書及び事業計画書とする。

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

4 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第1項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(変更承認申請書)

第5 第3第1項第1号から第3号までの規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 第3第1項第1号及び第2号の場合 農畜産業振興事業変更承認申請書

(2) 第3第1項第3号の場合 農畜産業振興事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書

(交付申請取下書)

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、農畜産業振興事業補助金交付申請取下書を当該補助金の交付決定の通知を受けた日から、15日以内に知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第7 補助事業者は、補助事業の遂行状況を別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

(実績報告書)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、農畜産業振興事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、収支精算書及び実績書によるものとする。

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第4項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

6 前各項の規定は、規則第14条第2項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(加算金及び延滞金の免除申請等)

第9 規則第17条第7項の規定による加算金免除の申請は、農畜産業振興事業加算金免除申請書を、延滞金の免除の申請は、農畜産業振興事業延滞金免除申請書を知事に提出して行うものとする。

(補助金交付の請求)

第10 補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、農畜産業振興事業補助金交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第11 規則第19条第1項に規定する承認申請は、農畜産業振興事業補助金財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する知事が指定するものは、取得価格の単価が50万円以上のもの及び50万円未満で知事が別に指定するものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところに準ずるものとする。

(書類の経由)

第12 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長（市にあっては、その市に所在する地方事務所長とする。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所長、東御市にあっては上小地方事務所長、岡谷市及び茅野市にあっては諫訪地方事務所長、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所長、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所長、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所長、飯山市にあっては北信地方事務所長とする。）を経由するものとする。ただし、知事が別に定める事業については、この限りでない。

(申請書等の様式)

第13 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(他の要綱の廃止)

2 園芸特産振興事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第226号）及び畜産振興事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第81号）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の旧要綱の規定に基づく事業に係る財産処分の制限等については、なお従前の例による。

(別表第1) (第2、第3関係)

補助事業の種類	経費	補助率又は補助額
強い園芸産地育成事業	1 市町村、農業協同組合又は知事が適當と認める団体が強い園芸産地育成事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 農業協同組合又は知事が適當と認める団体（以下「農協等」という。）が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
うまいくだもの推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会うまいくだもの推進部会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 高品質果実生産対策事業 (2) 消費定着化対策事業	知事が定める額
果実計画生産出荷促進資金造成事業	社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会が行う果実計画生産出荷促進資金造成事業に要する経費	知事が定める額
美しい信州の花推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会美しい信州の花推進部会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 生産強化対策事業 (2) 流通合理化対策事業 (3) 消費拡大対策事業	知事が定める額
特産花き生産出荷安定資金造成事業	財団法人長野県野菜生産安定基金協会（以下「基金協会」という。）が行う花き生産安定資金造成事業に要する経費	知事が定める額
野菜生産振興推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会野菜振興部会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 生産振興対策事業 (2) 流通対策事業	知事が定める額
野菜生産出荷安定資金造成事業	基金協会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 指定野菜価格安定資金造成円滑化事業 (2) 契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業	知事が定める額
特定野菜価格安定資金造成事業	基金協会が行う特定野菜価格安定資金造成事業に要する経費	知事が定める額
野菜生産安定資金造成事業	基金協会が行う野菜生産安定資金造成事業に要する経費	知事が定める額
重要野菜出荷調整資金造成事業	基金協会が行う重要野菜出荷調整資金造成事業に要する経費	知事が定める額
きのこ生産安定資金造成事業	基金協会が行うきのこ生産安定資金造成事業に要する経費	知事が定める額
きのこ経営安定促進事業	長野県農業協同組合中央会が行うきのこ経営安定促進事業に要する経費	2分の1以内
きのこ生産流通体制推進事業	1 市町村、農業等がきのこ生産流通体制推進事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 農協等が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
外来魚等食害防止対策事業	1 市町村、長野県漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は知事が適當と認める団体が外来魚等食害防止対策事業実施計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 外来魚被害緊急対策事業 ア 外来魚緊急駆除事業 イ 外来魚処理対策事業 ウ 漁場生態系復元事業 エ 違法放流防止対策事業 (2) カワウ食害防止対策事業 ア 被害防除対策事業 イ 捕獲事業 (3) ミンク食害防止対策事業 ア 捕獲事業 イ 処理対策事業	2分の1以内

	2 長野県漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は知事が適當と認める団体が行う1の(1)から(3)までに掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の(1)から(3)までに掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
農業ビジネスプラン実践支援事業	1 知事が適當と認める団体が行う新たな農業ビジネスの実践に要する経費 2 知事が適當と認める団体が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金造成事業	社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金の造成に要する経費	知事が定める額
肉用子牛生産安定特別対策事業	社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉用子牛価格の低落に対して生産者補給金を交付するための積立金の造成に要する経費	4分の1以内
肉用牛女性活動促進事業	市町村が行う女性に貸し付ける肉用牛繁殖雌牛の導入に要する経費	知事が定める額
信州肉用牛レベルアップ事業	1 農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適當と認める団体が行う優秀な種雄牛及び供卵牛の導入のための経費 2 農協等が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。 10分の10以内。ただし、1の事業に関する経費について1の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。
乳用種雄牛後代検定推進事業	農業協同組合連合会又は知事が適當と認める団体が牛群検定農家の協力により候補種雄牛の娘牛の能力検定を行い能力の高い検定済み種雄牛を作出するための基礎データの集積に要する経費	知事が定める額
優良繁殖和牛導入事業	農業協同組合が行う繁殖の用に供する黒毛和種雌牛の導入のための経費	知事が定める額

(別表第2)(第2、第3関係)

補助事業の種類	経費	補助率又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
都道府県営草地整備事業	1 財団法人長野県農業開発公社(以下「公社」という。)が行う都道府県営草地整備事業に要する次に掲げる経費 (1) 草地整備改良事業費 ア 草地整備改良 イ 道路整備 ウ 用排水施設整備 エ 雜用水施設整備 (2) 関連草地造成改良事業費 ア 草地造成改良 イ 道路整備 ウ 用排水施設整備 エ 雜用水施設整備 (3) 野草地整備改良事業費 (4) 牧場基地等基盤整備費 (5) 防災施設整備事業費 (6) 利用施設整備・改良事業費 ア 障碍物整備 イ 家畜保護施設整備 ウ 飼料調製貯蔵施設整備 エ 電気導入施設整備 オ 牧野樹林整備 カ 牧場用機械施設整備 キ 衛生管理施設整備 ク 牧場馴致施設整備 ケ 防護柵整備 コ 家畜排せつ物処理施設整備 サ 鳥獣害防止施設整備 シ 環境保全施設整備 ス 特認施設整備 (7) 土地利用円滑化事業費 2 公社が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 3 1及び2に掲げる事業に要する事務費 4 公社が行う1に掲げる事業に要する事務費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の5以内 10分の10以内。 ただし、1の事業に要する経費について1の補助率で算定した額を限度とする。 10分の5以内 10分の10以内。 ただし、1の事業に要する事務費の10分の5を限度とする。	1 事業実施地区相互間の経費の額の増減 2 事業実施地区ごとに次に掲げる変更 (1) 事業に要する経費の額の事務費への額の増 (2) 工事費の工事雑費への増 (3) 経費の欄に掲げる1の(1)から(7)までの経費相互間における流用及び工種別の経費の額の相互間の流用による経費の増減で、いずれかの30パーセントを超えるもの。ただし、増減額が400万円(純工事費、測量試験費、用地費及び補償費以外のものにあっては50万円)以下の場合を除く。 3 草地整備改良、草地造成改良及び野草地整備改良面積の30パーセント以上の減 4 工種の新設、変更又は廃止	

園芸特産課